**宇和文化会館友の会会則**

(名　称)

第1条　この会は宇和文化会館友の会と称する。

（所在地）

第２条　宇和文化会館友の会を次の所在地に置く。

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目４４４番地

(目　的)

第３条　宇和文化会館友の会は、宇和文化会館が自主企画として優れた文化事業を提供し、地域文化の発展に寄与する趣旨に賛同し、次のことを目的とする。

（１）公演に対する入場券の販売促進および側面的援助を行う。

（２）音楽、演劇、映画等の鑑賞を通じ、豊かな情操と優れた人間性を養う。

（３）優れた演劇や音楽・映画等を会員組織で鑑賞し、話し合って会員相互の親睦を深める。

(事業の協力)

第４条　宇和文化会館友の会は、前条の趣旨を達成するため、次の事業を行うことに協力するものとする。

（１）会館自主事業に関する意見の具申と情報の交換

（２）優れた演劇・音楽等の発表や鑑賞会の開催

（３）その他前条の目的達成に必要な事業

（４）前2・3項を実現するため、友の会内で実行委員会を設置することができる。

(会員の資格)

第５条　宇和文化会館友の会員は、演劇・音楽・映画等を愛好し、会の目的に賛同して会費等を納入した個人、若しくは法人A会員及びＢ会員、または特別会員をいう。

(入会金・会費)

第６条　宇和文化会館友の会に入会するときは、入会金とその年度の会費を納入しなければならない。

(脱　会)

第７条　脱会は自由とする。ただし、入会金及びその年度の納入済み会費は返却しない。

(役　員)

第8条　この会に次の役員をおく。

運営委員代表1名、運営委員若干名、監事2名、事務局長1名

１．運営委員代表、運営委員、監事、事務局長は、総会において選出する。

　２．役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総　会)

第9条　会員の参加者をもって総会を構成する。

総会は、会則の改廃、事業計画、予算、決算、役員の選任、その他必要な事項について協議決定する。

(運営委員会)

第10条　この会は、必要に応じ、運営委員会を開き、総会の決定に基づく事項のほか、この会の運営に関して必要な事項を審議決定する。

(経　費)

第1１条　この会の運営に関する経費は、次の収入に賄う。

（１）入会金及び会費

（２）寄付金

（３）その他収入

(会計年度)

第12条　この会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（設立年月日）

第13条　本会の設立年月日は平成4年12月5日とする。

附　則

１この会則は平成７年１月８日から施行する。

２この会則は平成１７年３月１8日から改正実施する。

３この会則は平成２８年６月１６日から改正実施する。